

2 労働分配率

2.1 6通りの計測方法による労働分配率

① 指標の解説

労働分配率は、生産活動によって得られた付加価値のうち、労働者が受け取った割合を示す指標である。国民経済計算における国民所得に対する雇用者報酬の比率が相当するが、国民所得には雇用者以外の自営業主や家族従業者の所得も含まれるため、これを調整する算出方法がいくつか考えられている。

② 指標の作成結果

昭和 63 年版労働白書で示されている 6 通りの方法によって労働分配率を算出した。結果は図 2-1 の(1)～(6)のとおりである（(6)については平成 24 年版労働経済白書も参照した）。(1)～(6)のそれぞれの計算方法は、④に示す。

③ 作成結果の説明

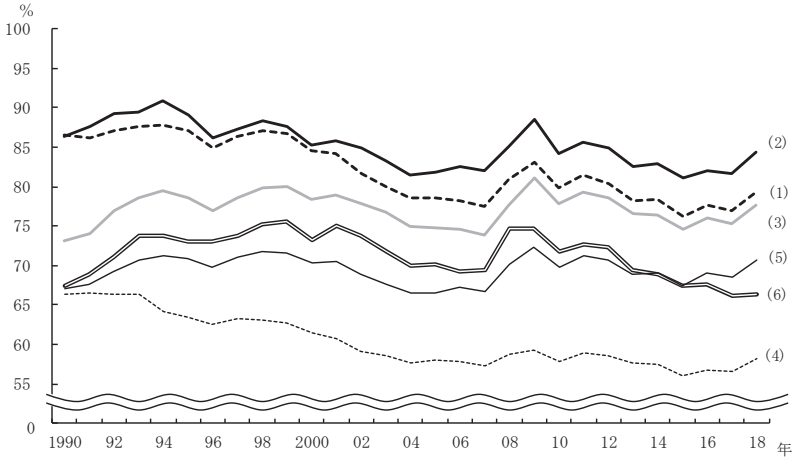
(5)が、雇用者報酬と国民所得の単純な比率である。分母の国民所得には、自営業主や家族従業者の所得も含まれる。自営業主や家族従業者に関する調整を加えたものが(1)から(4)である。(1)は、自営業主や家族従業者も含む就業者1人当たり国民所得が、雇用者1人当たり所得と同水準であるとみなし、国民所得に雇用者数と就業者数の比率を乗じたものを、雇用者の生産活動によって得られた分とし、雇用者報酬をそれで除したものである。(2)は雇用者報酬に民間法人企業所得を加えたもので、(3)は国民所得から個人企業所得を除いたもので、それぞれ雇用者報酬を除いたものである。

(4)は、考え方は(1)と同じであるが、国民所得の代わりに国内総生産（GDP）を用いたものである。

以上は国民経済計算を利用した労働分配率であるが、(6)は法人企業統計（年報）による労働分配率である。法人企業に限って求めた労働分配率となる。

結果をみると、計算方法によって労働分配率の水準に違いがみられる。(1) や (2) による分配率が高く、(4) は低い。

図 2-1 労働分配率



資料：総務省「労働力調査」、内閣府「国民経済計算」、財務省「法人企業統計」

④ 指標の作成方法

- (1) 雇用者報酬 / (国民所得 × 雇用者数 / 就業者数) × 100%
- (2) 雇用者報酬 / (雇用者報酬 + 企業所得 (民間法人企業)) × 100%
- (3) 雇用者報酬 / (国民所得 - 企業所得 (個人企業)) × 100%
- (4) 雇用者報酬 / (GDP × 雇用者数 / 就業者数) × 100%
- (5) 雇用者報酬 / 国民所得 × 100%
- (6) 人件費 / (人件費 + 営業純益 + 支払い利息・割引料 + 租税公課 + 動産・不動産賃借料) × 100%

国民所得は要素費用表示を用いる^(注)。(6) は年度ベースで「法人企業統計」による。

⑤ 指標のデータ

指標の計算結果は表 2-1 のとおりである。

表 2-1 労働分配率

(単位：%)

年	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
1990	86.6	86.4	73.1	66.4	67.0	67.4
1991	86.1	87.7	74.0	66.6	67.6	68.8
1992	87.1	89.3	76.9	66.3	69.2	71.1
1993	87.6	89.5	78.5	66.4	70.6	73.8
1994	87.9	90.9	79.4	64.1	71.3	73.8
1995	87.0	89.1	78.5	63.5	70.9	73.0
1996	85.0	86.1	77.0	62.6	69.7	73.0
1997	86.3	87.2	78.5	63.3	71.0	73.8
1998	87.0	88.4	79.9	63.0	71.8	75.3
1999	86.7	87.7	80.0	62.7	71.6	75.5
2000	84.6	85.2	78.4	61.5	70.3	73.3
2001	84.2	85.8	78.9	60.8	70.5	75.1
2002	81.7	84.9	77.9	59.1	68.9	73.7
2003	80.1	83.2	76.7	58.5	67.7	71.7
2004	78.6	81.5	75.0	57.7	66.6	70.0
2005	78.5	81.9	74.8	58.0	66.6	70.2
2006	78.3	82.5	74.6	57.8	67.2	69.2
2007	77.4	82.1	73.9	57.3	66.7	69.4
2008	81.0	85.1	77.6	58.7	70.1	74.7
2009	83.1	88.5	81.1	59.3	72.3	74.7
2010	79.9	84.2	77.9	57.8	69.8	71.7
2011	81.4	85.7	79.3	59.0	71.3	72.7
2012	80.3	84.9	78.6	58.5	70.6	72.3
2013	78.2	82.6	76.5	57.7	68.9	69.5
2014	78.4	83.0	76.4	57.4	69.1	68.8
2015	76.3	81.1	74.5	56.0	67.5	67.5
2016	77.6	82.1	76.0	56.7	69.0	67.6
2017	77.0	81.6	75.4	56.5	68.6	66.2
2018	79.3	84.4	77.6	58.2	70.7	66.3

資料：総務省「労働力調査」、内閣府「国民経済計算」、財務省「法人企業統計」

⑥ 解説：労働分配率計測の留意点

実際の統計データから労働分配率を求める方法には様々なものが考えられ、いずれをとるべきかは必ずしも決め手があるわけではない。それぞれ水準や傾向が異なってくることを理解しておくことが必要である。利用にあたってのポイントを整理しておく。

- 1) 分母に農家や個人商店など人を雇わない自営業の所得を含むか（GDP や国民所得に含まれる）。
- 2) 分母に雇用者世帯が受け取る利子収入や配当収入を含むか（GDP や国民所得に含まれる）。
- 3) 分母に減価償却費を含むか（GDP に含まれ、国民所得には含まれない）。
- 4) 分母に間接税を含むか（GDP に含まれ、要素費用表示の国民所得には含まれない）。
- 5) 分子に役員の給与を含むか（雇用者報酬に含まれる）。

また、労働分配率は好況時に低下し、不況時に上昇する傾向がある。景気の変動によって生産活動は大きく変動するが、賃金はそれに比べて緩やかな変動にとどまるためである。短期の動きだけをみていると、長期の基調判断を誤る恐れがあるので注意が必要である。

(注) 「国民所得」には要素費用表示と市場価格表示があり、通常は要素費用表示が用いられる。市場価格表示は要素費用表示の「国民所得」に消費税などの「生産・輸入品に課される税」を加え、「補助金」を差し引いたもので、文字どおり市場における取引価格で表したものである。

国民経済計算には、国内概念である国内総生産勘定の「雇用者報酬」と国民概念である「雇用者報酬」（国民所得・国民可処分所得の分配の表にある）がある。後者は前者に「海外からの雇用者報酬（純）」を加えたものである。本書における労働分配率の算定では、(5)については後者の国民概念を、(1)～(4)

については前者を用いた。